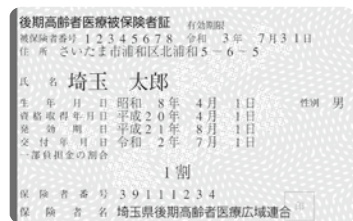


後期高齢者医療制度にご加入の皆様へ

■保険証が新しくなります

現在、ご利用いただいている保険証がまもなく有効期限を迎えるため、新しい保険証を7月中旬頃に簡易書留で郵送します。届きましたら、住所・氏名・生年月日等をお確かめください（新しい保険証は、届いたその日からご利用いただけます）。古い保険証は窓口にご返却いただくか、ご自分で裁断して破棄してください。

左端のラインが**緑色**になります。



■限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証を交付します

世帯全員が非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請ができます。この認定証を医療機関へ提示すると、同じ月で同じ医療機関での支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食事療養費が減額されます。

現役並みの所得区分（保険証が3割）の方でも、所得によっては限度額適用認定証の交付申請ができます。詳細については、7月中旬頃に郵送します保険証の同封物「令和2年度版 後期高齢者医療制度のてびき」等をご確認ください。

前年度に交付を受けていた方で、今年度も各認定証の要件に該当される方は、申請がなくても新しい認定証を郵送します。

問合せ 町民課 後期高齢者医療担当
内線259・456

■令和2年度保険料決定通知書を郵送します

7月中旬頃に郵送しますので、ご確認ください。

◆保険料の納付方法

①特別徴収（年金天引き）

対象 年金受給額が年額18万円以上の方で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1未満の方

※昭和20年4月3日以降にお生まれの方は、令和3年4月以降に特別徴収が開始。

②普通徴収（口座振替または納付書で支払い）

対象 ①の対象でない方、年度の途中で杉戸町に転入された方など

※後期高齢者医療保険料は国民健康保険税とは異なります。今まで国民健康保険税を口座振替していた方も、新規で後期高齢者医療保険料の口座振替のお申込みが必要です。
※役場への申請により、特別徴収から普通徴収の口座振替に変更することもできます。

◆保険料の減免

火災や震災など、特別な事情により保険料の納付が困難と認められる方、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少の方等は、申請により保険料が減免される場合があります。詳しくはお問合ください。

◆保険料を滞納した場合

保険料を滞納した方には、有効期限の短い保険証を交付する場合がありますので、必ず納期限内のご納付をお願いします。

令和2年度 介護保険料のお知らせ

問合せ 高齢介護課 介護保険担当 内線315・316

介護保険制度は、介護を必要とする状態になったとき、また、できるかぎり介護状態にならないように、高齢者の介護や介護予防を社会全体で支えていく仕組みです。健康保険と同じく、「いざ」というときに個人の負担が少なくてすむように、40歳以上の方が保険料を負担する公的な「社会保障制度」のひとつです。

■40歳以上の方が加入します

介護保険制度は、40歳以上のすべての人が納める介護保険料と公費で、50％ずつの負担により運営されます。

■介護保険料の算定と徴収

40歳から64歳の方の介護保険料は、その方が加入する健康保険組合等が算定し、医療保険料と合わせて徴収します。65歳以上の方の介護保険料は町が算定し、徴収します。

■介護サービスの費用の負担は？

要介護認定者が介護サービスを利用する場合は、原則として利用するサービス費用の1割から3割の自己負担でサービスを利用することができます。

■65歳以上の方の介護保険料

杉戸町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（3年ごとに見直し）に基づいて、平成30年度から令和3年3月末までの3か年に必要とされる介護保険事業に要する費用を算出します。算出された介護サービスなどの費用総額をもとに、介護保険料の必要総額を計算し、所得段階ごとの負担割合に応じた個人の保険料が設定されます。

令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、公費によって、第1号被保険者（65歳以上）で住民税非課税世帯（保険料所得段階第1～3段階）の方の介護保険料が軽減され、減額改定となりました。

■所得段階の決め方（下表参照）

介護保険料の段階は、前年中の収入や世帯の住民税課税状況によって決まります。

令和2年度分は、令和元年中の収入や所得等に基づき、第1段階から第11段階までのうち、いずれかの所得段階に確定します。詳細は、7月に送付する「令和2年度介護保険料の決定通知書」をご確認ください。

■介護保険料の納付方法

介護保険料は納付方法が選択できず、原則として年金から天引き（特別徴収）になります。ただし、年度の途中で65歳になった方や、他市町から転入された方などは一時的に納付書払い（普通徴収）となります。普通徴収の方は、口座振替をおすすめします。

介護保険料の納め忘れに注意！

介護保険料を納めないと、**延滞金の加算**や、介護サービス利用の際の**自己負担額が3割または4割に引き上げられる**などの措置がとられます。



～7月1日(水)からレジ袋有料化となります～ レジ袋削減にご協力ください

プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

このような状況のなか、7月1日(水)より、全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化を行うこととなりました。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

皆さんも、レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩く等、できることからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。



▲制度概要などはこちら



レジ袋有料化
2020年7月1日スタート
レジ袋削減にご協力下さい

環境問題
解決の
第一歩

▼令和2年度の介護保険料

所得段階	対象となる方		介護保険料 (年額)
第1	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		15,400円
第2	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円を超え120万円以下の方	23,100円
第3		120万円を超える方	35,800円
第4	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	46,100円
第5 (基準額)		80万円を超える方	51,200円
第6	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方	61,400円
第7		120万円以上200万円未満の方	66,500円
第8		200万円以上300万円未満の方	76,800円
第9		300万円以上400万円未満の方	87,000円
第10		400万円以上600万円未満の方	92,100円
第11		600万円以上の方	97,200円

～納期限内の納付にご協力をお願いします～